

## とちぎ特産品推奨規程（抜粋）

### 1 県産品の定義（第2条）

県産品とは、製造又は加工の最終工程が本県内で行われた製品であつて次のもの。

- (1) 食料品（菓子、農林、水産、畜産加工品、醸造品、漬物等）
- (2) 民・工芸品（国、県指定の伝統工芸品を除く）
- (3) その他雑貨製品

### 2 申請者の資格（第3条）

- (1) 県内に事業の本拠を有する製造者又は販売者であること。
- (2) 製造又は販売について、法令の定めるところにより許可等を必要とする場合は、当該許可等を受けた者であること。

### 3 県産品の推奨基準（第4条）

- (1) 常時製造し、市販されているもの。（市販しようとするものを含む。）
- (2) 価格が適正であること。
- (3) 食料品にあつては、概ね3日以上日持ちのするものであること。
- (4) 既に特許又は登録を受けている製品と同一又は模倣品でないこと
- (5) 推奨を受けるために特別に調整したものでないこと。
- (6) 次に掲げる法令等に違反しないものであること。

イ 食品衛生法

ロ 計量法

ハ 家庭用品品質表示法

ニ 不当景品類及び不当表示防止法

ホ 消費生活用製品安全法

ヘ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

ト 健康増進法

チ J A S 法

リ 食品表示法

ヌ その他関係法令等

### 4 推奨マークの貼付等（第12条、第15条）

- (1) 推奨されたとちぎ特産品を市販する場合は、原則として1品ごとに推奨マークを貼付又は表示をしなければならない。
- (2) 故意に、推奨マークの貼付を怠ったときは、推奨を取消すことがある。